

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12 租税特別措置法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 租税特別措置法施行規則第5条の9、第20条の3</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年 創設</p> <p>平成21年度 国税において延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制措置は生活衛生関係業者の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>設備取得額</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 34,672,730千円（設備取得額）</p> <p>9,103件（件数）</p> <p>※株式会社日本政策金融公庫調べによる</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%（前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）となっており、本税制措置を活用した新規の機械・装置等の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>21年度 596百万円</p> <p>22年度(推計) 444百万円</p> <p>23年度(推計) 444百万円</p>

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI (▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(事業基盤強化設備の取得)を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42の7、第68条の12 同法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 同法施行規則第5条の9、第20条の3、第22条の25 地方税法第23条、第51条、第72条の23第1項、第292条第1項第3号、第314条の4</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年 創設</p> <p>平成21年度 国税において延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制措置は生活衛生関係業者の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
	② 政策体系における政策目的	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p>

		の位置付け	施策中目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係営業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>設備取得額</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係営業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の営業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係営業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 34,672,730千円（設備取得額）</p> <p>9,103件（件数）</p> <p>※株式会社日本政策金融公庫調べによる</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%（前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）となっており、本税制措置を活用した新規の機械・装置等の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>21年度 80百万円</p> <p>22年度(推計) 60百万円</p> <p>23年度(推計) 60百万円</p>

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(事業基盤強化設備の取得)を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を行うこと 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p style="text-align: right;">16%割増繰入限度額</p> <p>平成23年度 3.1百万円</p> <p style="text-align: center;">※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p style="text-align: right;">16%割増繰入限度額</p>

			平成23年度 4,522百万円 ※厚生労働省調べ
		② 減収額	(減収額) 23年度(推計) 174.2百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。 ② 政策体系における政策目的の位置付け [生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じることが必要。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p style="text-align: right;">16%割増繰入限度額</p> <p>平成23年度 3.1百万円 ※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p style="text-align: right;">16%割増繰入限度額</p> <p>平成23年度 4,522百万円 ※厚生労働省調べ</p>

		② 減収額	(減収額) 23年度(推計) 69.7百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資(消費生活協同組合等は対象外)及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和39年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。 ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 留保所得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。 消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。 また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。 本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>留保所得額</p> <p>平成23年度 436百万円</p> <p>※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p>

		<p>(消費生活協同組合等)</p> <p>留保所得額</p> <p>平成23年度 312百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>23年度(推計) 32.5百万円</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えず、引き続き本政策措置を講ずることは不可欠である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>生活衛生関係営業の業況判断DIについては、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年 地方税において創設 平成21年度 地方税において延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。</p> <p>ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>留保所得額</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>留保所得額</p> <p>平成23年度 436百万円</p> <p>※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>留保所得額</p> <p>平成23年度 312百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>

		② 減収額	(減収額) 23年度(推計) 14.1百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えず、引き続き本政策措置を講ずることは不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 生活衛生関係営業の業況判断DIについては、▲42.5%(株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成21年4-6月期)から▲34.6(平成22年4-6月期)で7.9%改善しており、本税制措置を活用した内部留保水準の引き上げにより、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充																																																																
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の 税率</th> <th>産活法 の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>0.8%</td> <td>0.2%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>現在、産活法の一部改正を検討中。改正後も税制面の取扱いについて従来と差が生じることのないよう、所要の税制改正を行う。</p>	租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率																																																														
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																														
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																													
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																													
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%																																																													
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																													
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																																
4	評価実施時期	平成22年8月																																																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長																																																																
6	適用又は延長期間	平成22年4月～平成24年3月																																																																
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>																																																																

		<p>《政策目的の根拠》 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号) (目的) 第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>						
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">基本目標Ⅱ</td> <td>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">施策大目標5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図ること</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">施策中目標1</td> <td>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</td> </tr> </table>	基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること	施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること							
施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること							
施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること							
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、政策目標(ROE、ROA:平成22年度値+2%)を上回ることを目指す。 また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE\geq2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA) ➢ 有形固定資産回転率\geq5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq6% <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 修正ROA\geq3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率\geq10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq12% <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) ➢ 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%) 						

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。

8 有効性等

① 適用数等

【本措置を利用した計画の認定件数】

(単位:件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数	72	67	57	26	21	18	24

【適用件数】

(単位:件)

	18年度	19年度	20年度
件数	912	458	994

出所:法務省「登記統計」

② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
軽減額	5,133	3,789	1,586	4,509	2,609

出所:産活法に基づく提出資料

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成24年3月度)

産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。

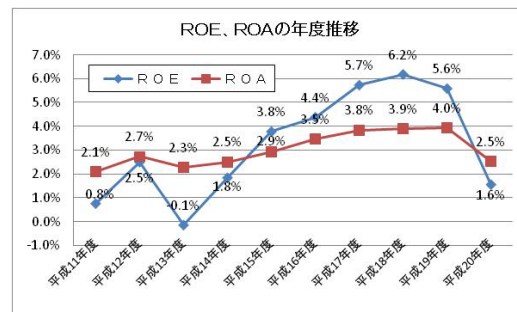
(法人企業統計調査(財務省))

① 資産経常利益率(ROA)の実績

【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成20年度:2.5%

② 自己資本当期純利益率(ROE)の実績

【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成20年度:1.6%

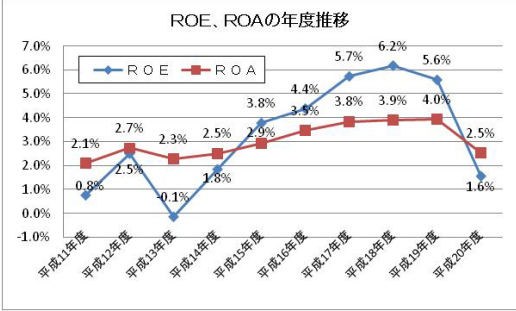


			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月)</p> <p>平成22年7月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成15年4月～平成24年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、約9割が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。現在、これらの企業行動を政策的に支援するための産活法改正を検討しているところだが、既存で措置されている現行産活法に基づく企業再編・事業再編行為に伴う登録免許税の軽減措置についても必要不可欠であり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年4月～平成24年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も、本措置活用により、企業の生産性向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産活法に基づく認定事業再構築、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供したときは当該不動産に係る不動産取得税について、本則(土地、住宅3%、住宅以外の家屋4%)の1/6を軽減する。</p> <p><要望の内容></p> <p>再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直した上で、措置の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年10月 創設 平成13年4月 2年間の延長 平成15年4月 2年間の延長、拡充 平成17年4月 2年間の延長 平成19年4月 2年間の延長、拡充 平成21年4月 2年間の延長、拡充
6	適用又は延長期間	平成23年4月～平成25年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。</p> <p>また、構造的な資源価格の高騰・変動に耐えうる新たな経済産業構造の構築のため、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>																		
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>時々の経済状況により目標の達成が困難となる場合があるが、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上を全て達成することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA) ➢ 有形固定資産回転率≧5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧6% <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 修正ROA≧3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率≧10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧12% <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) ➢ 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産活法の認定を受けた企業のROE、ROA向上率は日本国全体のROE、ROA向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p> <p>本措置は、債務超過であったり、利益が確保できていないなど、企業経営が厳しい局面で利用されるケースが多いが、軽減額と同額の利益を確保するには軽減額の数十倍の売上増が必要なケースもあるなど、厳しい局面での本措置の活用が企業経営に与える影響は相当程度大きく、目標達成への寄与度も高い。</p>																		
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数は僅少ではなく、全ての業種において利用できる制度であり、実績においても幅広い業種で利用されている。</p> <p>本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。</p> <p>〔本措置を利用した計画の認定件数〕 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>業種:19業種 中小企業者を申請者に含む計画数:20計画(65%) ※中小企業基本法に基づく中小企業者を申請者に含む計画数</p>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計	件数	10	13	2	3	1	3	2	34
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計													
件数	10	13	2	3	1	3	2	34													
		② 減収額	<p>本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>93</td> <td>182</td> <td>8</td> <td>419</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>104</td> <td>819</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計	件数	93	182	8	419	8	5	104	819
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計													
件数	93	182	8	419	8	5	104	819													

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成20年度) 産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。 (法人企業統計調査(財務省))</p> <p>①資産経常利益率(ROA)の実績 【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成20年度:2.5%</p> <p>②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成20年度:1.6%</p>  <table border="1"> <caption>ROE、ROAの年度推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>-0.1%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>3.8%</td><td>2.9%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4.4%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>5.7%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>6.2%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>5.6%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1.6%</td><td>2.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) 平成22年7月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) 本措置の活用計画では、事業の譲渡企業が民事再生中の案件や債務超過の状況に陥っているなど、再生局面で行われる事業譲渡が9割以上であり、仮に本措置が延長されなかった場合には、こうした再生局面における事業譲渡が行われにくくなり、事業の継続やそれに伴う従業員の雇用の確保等が難しくなることが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており、全体として税収の増大、雇用が確保されている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく、本措置を契機とした事業譲渡により本来であれば失われていた経営資源が有効されることで、数百名単位の雇用が維持されたケースもあり、税収減額に比してその効果は高いと言える。</p>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.1%	平成12年度	2.5%	2.7%	平成13年度	-0.1%	2.3%	平成14年度	1.8%	2.5%	平成15年度	3.8%	2.9%	平成16年度	4.4%	3.9%	平成17年度	5.7%	3.8%	平成18年度	6.2%	3.9%	平成19年度	5.6%	4.0%	平成20年度	1.6%	2.5%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																	
平成11年度	0.8%	2.1%																																	
平成12年度	2.5%	2.7%																																	
平成13年度	-0.1%	2.3%																																	
平成14年度	1.8%	2.5%																																	
平成15年度	3.8%	2.9%																																	
平成16年度	4.4%	3.9%																																	
平成17年度	5.7%	3.8%																																	
平成18年度	6.2%	3.9%																																	
平成19年度	5.6%	4.0%																																	
平成20年度	1.6%	2.5%																																	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業が行う行為には様々なものがあり得るが、本措置は、極めて限定した抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の重要性は、業種、企業規模によらず等しいものであり、また、経済環境など様々な要因によりその件数は変化しうるものであるために、補助金よりも税制支援が適している。</p>																																	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の類似の制度は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業の再編にかかるコスト軽減措置は地方税でも支援が必要。 なお、本法律に基づく生産性向上支援は、国全体で一丸となって取り組むべき課題であり、また、事業譲渡は地域経済に大きな影響を与える再生局面の案件も多いことから、地方自治体にも協力を求めることが適当。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充
2	要望の内容	試験研究費の総額に関する税額控除制度について、控除上限の10%引上げ等
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年度:増加型(増加試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・昭和60年度:中小企業技術基盤強化税制創設 ・平成5年度:特別共同試験研究に関する税額控除制度創設 ・平成15年度:総額型(試験研究費の総額に関する税額控除制度)創設 ・平成20年度:高水準型(平均売上高の10%を超える試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・平成21年度:(経済対策)総額型拡充
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に関する税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分: <ul style="list-style-type: none"> ①総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで ②繰越期間は最長平成24年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行うことで、革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引産業へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく</p>

			寄与することが可能。																																																																
8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479 事業年度(5,747 事業年度) 平成20年度 7,912 事業年度(4,657 事業年度) （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>																																																																
		② 減収額	<p>・減収額試算（化学工業） 平成15年度： 248 億円 平成16年度： 1,185 億円 平成17年度： 1,176 億円 平成18年度： 1,143 億円 平成19年度： 1,135 億円 平成20年度： 1,071 億円 （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p>																																																																
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成19年）</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 （単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.33</td> <td>1.42</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.63</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>3.22</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.66</td> <td>2.59</td> <td>2.62</td> <td>2.66</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.69</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.98</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.48</td> <td>2.54</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																														
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																														
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																														
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																														
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																														
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																														
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																														
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																														
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																														
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																														

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.6
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.2	0.5	0.55	0.55

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成16年度～平成21年度)

・医薬品の研究開発費の推移

平成16年度: 8,485億円

平成17年度: 9,541億円

平成18年度: 10,497億円

平成19年度: 12,198億円

平成20年度: 14,136億円

平成21年度: 13,271億円

(出典:各社決算短信)

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

- ・ 我が国においては、
 - ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、
 - ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、
 - ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。
- ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。
- ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。

② 他の支援措置や義務付け等

- ・ 予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を

		との役割 分担	幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト</p> <p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。</p> <p>新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。</p> <p>こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者</p> <p>青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備</p> <p>エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、</p> <p>①個々の設備ごとに</p> <p>i)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は</p> <p>ii)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、</p> <p>②当該設備を本税制措置の対象とすること</p> <p>により、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容</p> <p>政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。</p> <p>①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却</p> <p>②中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間</p> <p>企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度(新設)
6	適用又は延長期間	平成 23 年度～平成 25 年度(3 年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>○ エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO2は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減 (産業部門) 1990 年 : 487 百万トン→2030 年 : 350 百万トン (▲27%) (運輸部門) 1990 年 : 217 百万トン→2030 年 : 154 百万トン (▲29%) (業務部門) 1990 年 : 164 百万トン→2030 年 : 104 百万トン (▲37%) ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。 <p>○ 新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020 年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 兆円超の環境関連新規市場 ・140 万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定) ○新成長戦略(平成 22 年 6 閣議決定) ○非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(平成 21 年 7 月成立) <p>第 7 条「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け

			できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン (業務部門)2.8 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p><平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果></p> <p>(産業部門)12.2 百万トン ※2030 年には 90 年比 27%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 (運輸部門)1.1 百万トン ※2030 年には 90 年比 29%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当。 (業務部門)2.8 百万トン ※2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 <平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成 23 年度 のべ 67,000 社 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計) ※業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	<p>平成 23 年度 40,340 百万円(国税) 18,044 百万円(地方税)</p>
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化される。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより、エネルギー起源CO2の削減、すなわちエネルギーの環境への適合に資する。</p> <p>また、省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大によりエネルギー源が多様化することから、エネルギーの安定供給の確保に資する。</p> <p>さらに、省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから、環境エネルギー産業・市場の成長に資する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>対象設備の普及拡大により、以下の目標を実現する。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)12.2百万トン (運輸部門)1.1百万トン (業務部門)2.8百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5百万kl(原油換算) ※本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが見込まれる対象設備の台数と、設備当たりのCO2削減効果(再生可能エネルギー導入効果)から試算。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)2.0百万トン (運輸部門)0.3百万トン (業務部門)0.8百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p>

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

■省エネ関連・新エネ関連の予算上の措置との関係

予算上の措置については、本税制の対象設備と比較して、①より先端的な実証段階にある設備の導入支援、②長期的な視点から重要な役割を担う技術開発や実証実験、等を推進するための措置として整理できる。

(産業部門)

○グリーン投資減税

市場導入が進みつつあるものであって、相当程度の効果が見込まれ、その普及を促進するもの。

○エネルギー使用合理化支援事業者支援補助

将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術・設備の導入を支援するもの。

○省エネ財政投融资

市場への導入が進みつつあるものであって、中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。

○低炭素投資促進法(リース保険)

市場への導入が進みつつあるものの、市場形成が不十分な設備について、広く薄く支援することで、その普及を促進するもの。

(新エネルギー部門)

○グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減(特別償却)。初期投資コストの低減により、導入対象の裾野を広げるとともに、補助金の動向次第では(下記参照)、投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思われる。

○固定価格買取制度

現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度については、事業期間全体での収入の押し上げによって、事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの(ランニングコストの軽減)。

○新エネルギー等事業者支援補助金

初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度の施行に合わせて、対象の見直し等を検討中。

■エコカー補助金・エコカー税制等自動車支援措置との関係

補助制度は、裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で、主に一般消費者を対象に、環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して、本税制措置は、主に事業者への支援を企図するものである。また、導入段階にありながらも十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業(CEV補助金)

本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るもの。

○環境対応社普及促進対策費補助金(エコカー補助金)

環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策の実現を図るもの。

○自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(エコカー減税)

自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策を図ることを目的に、3年間の時限措置をして実施するもの。

			<p>○自動車税グリーン税制 ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能に優れた自動車の加速度的な普及を図るもの。</p> <p>○燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置 低公害車の普及促進を図るうえで、燃料供給設備の整備が必要不可欠なため、設置者の維持費用の軽減を図るもの。</p> <p>○財投貸付(NOx・PM 法関連) 中小企業等に対して、低利融資による経済的支援を行うことにより、低公害車の普及促進を図るもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備が全国に広く加速的に普及していくことが必要であり、そのためには、そうした設備の導入を後押しする地方公共団体の協力が不可欠である。</p>
10	有識者の見解		<p>○平成 22 年 2 月 9 日総合資源エネルギー調査会総合部会・第 1 回基本計画委員会 柏木 孝夫(国立大学法人東京工業大学 統合研究院 教授) 「化石から非化石への流れだと、どうしても今の再生可能エネルギーの急激な普及ということで、現政権の一丁目一番地が環境で、環境と経済の両立とっていますから、<u>そのためには新しい産業創成ということになるので、その辺に特化した、選択と集中ができるような税制を含めた対応をやっていかないと、環境は進んでいいけれども、あるいは経済がおかしくなるということがないような基本計画でなければいけないと思います。</u>」</p> <p>○「平成 21 年度エネルギー環境総合戦略調査等 エネルギー需給構造改革に視する投資促進税制の効果検証」でのヒアリング結果 ゼロ・エミッション・ビル(需要家側(業界団体))</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既築ビルの改修により、エネルギー効率はおおよそ 15~20%改善する。 ✓ 現行のエネ革税制の 6 設備同時更新制約を緩和して、アラカルト方式を認めていただきたい。 ✓ まず、現行のエネ革税制の 6 設備同時更新制約を緩和することが重要。完全なアラカルト方式は無理でも、例えば省エネ効果の大きい空調設備、あるいは(比較的設備単価が安い)即効性のある照明等だけでも個別の利用が可能となることが重要。 <p>ゼロ・エミッション・ビル(供給側(企業))</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新築ビルと既築ビルにおいて省エネ等の企画持ち上がるプロセスは全く異なる。新築はゼネコン/サブコン発であるが、既築はエンドユーザーあるいはエンドユーザーに営業する ESCO 事業者発である。 ✓ (ユーザーの)税務関係部署(経理、財務)と設備管理関係部署(総務)の距離感が遠いことがネックになっている。 ✓ 大規模ビル(大企業)は税額控除を利用出来ないのも、魅力が弱い。 ✓ BEMS 関連設備一式を一度に全部更新することはむしろ稀であり、認証基準が厳しい。まずは中央監視盤、続いてローカルのモニタリング機器という流れでの設備更新が主流。個別機器の入替で、一定の省エネ効果も

		<p>見込まれる。必ずしも一式全部更新する訳ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 不動産会社の総務部等は、設備に関する知識は深くなく、税制にも通じていない。設備投資判断に際して、社内(例えば経理部署)への説明がコスト高と感じ、エネ革税制を活用した投資を諦めてしまう場合もある。 <p>中小企業診断士</p> <p>(企業における設備投資の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 設備投資の検討段階では、まず、資金調達が可能かどうかについて金融機関と話をすることが先決と考えている企業が多く、最初から税制優遇制度を考慮に入れて設備投資を検討し始める企業はそれほど多くない。 ✓ 設備投資の意思決定がなされるプロセスとして、まずは課長や工場長等の起案があった上で投資採算の試算を行い、回収可能かどうかを判断して決定することが一般的。 <p>(税額控除や特別償却の意義、投資促進税制の利便性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助金は、申請時の手間を要したり、使い道が縛られることが多い。補助金の欠点を嫌って税制優遇制度を選択することも十分にあり得る。 ✓ 補助金は使途が限定され、往々にして手続きが面倒である。税額控除には黒字であるという条件が付くが、補助金と税額控除を比較した上で税額控除を選択することは十分にあり得る。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けて、新築された同法第34条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.0割増（耐用年数35年以上のものについては2.8割増）で償却することができる。</p> <p>また、生活支援施設付き高齢者向け優良住宅の場合は、5年間4.0割増（耐用年数35年以上のものについては5.5割増）で償却することができる。</p> <p><要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記制度の対象を改正予定の高齢者住まい法に規定するサービス付き高齢者住宅(仮称)とする。 ・併せて適用要件の拡充を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 床面積の要件を35㎡から30㎡に引き下げる。 ② 床面積の要件に、共同住宅にあつては、各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を、各独立部分の床面積の割合により配分して算入する。 ③ 補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等の基準を設ける。
3	担当部局	老健局高齢者支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日まで2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者住宅の整備促進を図る。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》</p> <p>2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。</p> <p>※各国における高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>日本 0.9%(2005)、デンマーク 8.1%(2006)、スウェーデン 2.3%(2005)、イギリス 8.0%(2001)、アメリカ 2.2%(2000)</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略（平成22年6月閣議決定）において、「民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む」こと、地域活性化戦略として、「急増する高齢者向</p>

			<p>けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大する」ことが挙げられている。</p> <p>国土交通省成長戦略(平成22年5月17日公表)において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置づけられている。</p> <p>また、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)において、基本的施策として、「住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給・・・を推進する」ことが挙げられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅹ</p> <p><u>高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</u></p> <p>施策大目標3</p> <p><u>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。</u></p> <p>施策中目標2</p> <p><u>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること。</u></p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>サービス付き高齢者住宅(仮称)の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成19年度：35戸 平成20年度：162戸 平成21年度：50戸 (国土交通省アンケートにより算出)</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者住宅(仮称)を毎年2万5千戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約3000戸程度と見込まれる。</p>
		② 減収額	<p>平成19年度：1百万円 平成20年度：6百万円 平成21年度：1百万円 (国土交通省アンケートにより算出)</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者住宅(仮称)を毎年2万5千戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度111百万円と見込まれる。</p>
		効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度~平成22年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、サービス付き高齢者住宅(仮称)の供給を</p>

			<p>促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成19年度～平成24年度）本租税特別措置は、平成13年に、高齢者向け優良賃貸住宅に係る認定制度と同時に施行され、平成22年3月末には認定件数にして39,034件の供給に寄与し、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、一定のバリアフリー化で29%（H15）から37%（H20）、高度のバリアフリー化で6.7%（H15）から9.5%（H20）となっており、向上している。</p> <p>なお、平成21年度においては高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率を達成目標としていたが、安心して暮らすことができる住まいを確保するためには、バリアフリー化によるハードの質的向上のみならず、介護等のサービスが受けられる住宅の絶対量の確保が重要であることから、国土交通省の成長戦略において2020年を目処に高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を欧米並みの3～5%に引き上げることを目標とすることとし、これに合わせ、達成目標を変更した。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年度～平成24年度）</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者住宅（仮称）の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成24年度）</p> <p>今後急増する単身高齢者や要介護高齢者（※）に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考 単身高齢者は約1.5倍（2005年→2015年） 要介護高齢者は約1.7倍（2005年→2025年） 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成12年と平成19年を比較すると約2.3倍に増加</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>専用部分の整備に対する支援措置は本特例のみである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅の供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保寄与することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置</p>
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限（最長3年間）を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>（2）相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等をした場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人（※）について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期等について）</p> <p>残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成 18 年に医療法を改正し、平成 19 年 4 月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付け。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の 47.1%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.2%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <p>※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 22 年 6 月 日本医師会・四病院団体実施)速報値(今後、数値は変更されることがある)。以下「アン</p>

			ケート結果」という場合は同じ。									
8	有効性等	① 適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約 300 法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に出资者の死亡による相続が発生すると推定される年間 11 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。									
		② 減収額	<p>平年度 174 百万円</p> <table border="0"> <tr> <td>病院を経営する医療法人</td> <td>年間 8 法人 × 20,055 千円 ÷</td> <td>160 百万円</td> </tr> <tr> <td>診療所を経営する医療法人</td> <td>年間 3 法人 × 4,618 千円 ÷</td> <td>14 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>174 百万円</td> </tr> </table>	病院を経営する医療法人	年間 8 法人 × 20,055 千円 ÷	160 百万円	診療所を経営する医療法人	年間 3 法人 × 4,618 千円 ÷	14 百万円		計	174 百万円
		病院を経営する医療法人	年間 8 法人 × 20,055 千円 ÷	160 百万円								
診療所を経営する医療法人	年間 3 法人 × 4,618 千円 ÷	14 百万円										
	計	174 百万円										
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>平成 21 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は 31 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出资者の出资持分の放棄が必要。本要望措置においては、出资者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を要望した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出资者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p> <p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等により残存出资者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出资者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときは、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出资者がみなし贈与の課税を納付した場合は、残存出资者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>											

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>順天堂大学の田城孝雄准教授より、地域医療の持続性の確保のため、持分のない医療法人への移行が増えるような措置を講じるべきであるとのご意見をいただいたところである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」こととされており、平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。</p>																																																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3 利用者視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p> <p>施策中目標2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること</p>																																																		
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>医療安全に資する医療機器等の国内販売台数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。</p>																																																		
8	有効性等	① 適用数等	<p>本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、本制度の租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="539 1496 1430 2024"> <thead> <tr> <th>対象医療機器等</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度 (見込み)</th> <th>平成22年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,501</td> <td>5,466</td> <td>5,473</td> <td>5,459</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>16,925</td> <td>15,952</td> <td>20,611</td> <td>22,745</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>7,610</td> <td>8,309</td> <td>9,067</td> <td>9,897</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ連動ナースコール制御機</td> <td>190</td> <td>406</td> <td>273</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>617</td> <td>480</td> <td>1,071</td> <td>1,411</td> </tr> <tr> <td>注射薬自動払出機</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>医療情報読取照合装置</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> <td>6,300</td> <td>6,456</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>901</td> <td>707</td> <td>1,707</td> <td>2,350</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>1,144</td> <td>1,106</td> <td>1,062</td> <td>1,096</td> </tr> </tbody> </table>	対象医療機器等	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見込み)	人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459	シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745	生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897	生体情報モニタ連動ナースコール制御機	190	406	273	314	自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411	注射薬自動払出機	28	3	62	92	医療情報読取照合装置	6,000	6,500	6,300	6,456	調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350	分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096
対象医療機器等	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見込み)																																																	
人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459																																																	
シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745																																																	
生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897																																																	
生体情報モニタ連動ナースコール制御機	190	406	273	314																																																	
自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411																																																	
注射薬自動払出機	28	3	62	92																																																	
医療情報読取照合装置	6,000	6,500	6,300	6,456																																																	
調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350																																																	
分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096																																																	

		特殊寝台	141,282	132,573	161,893	161,893
		<p>(注)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、特殊寝台は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。</p>				
②	減収額	平成 18 年	1,525 (百万円)			
		平成 19 年	1,262 (百万円)			
		平成 20 年	1,311 (百万円)			
		平成 21 年	1,461 (百万円)	(見込み)		
		平成 22 年	1,661 (百万円)	(見込み)	※別紙参照	
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 21 年度)</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 21 年度)</p> <p>本制度の対象医療機器等に関する目標設定は、各対象医療機器等における望ましい普及目標台数の 80%を普及させることであり、平成 21 年度における本制度の延長を要望する際、平成 22 年度末の各対象医療機器等の目標普及割合は概ね4～5割を目標としたところ。現時点における普及台数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>この指標より、人工呼吸機、医療情報読取照合装置及び分娩監視装置を除く全ての対象医療機器等においては、平成 20 年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っていることから、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できるとともに、引き続き、普及目標 80%の達成に向けて、本制度の延長の意義が評価できる。</p> <p>また、医療事故の再発防止を目的として、平成 16 年より(財)日本医療機能評価機構において、医療機関自らが分析・検討をした情報を収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う医療事故情報収集等事業が行われており、本事業へ報告がなされた事故概要の内訳は、平成 19 年の年報によると、医療用具等に関連した事故は約 10.4%、薬剤に関連した事故は約 6.2%であるが、平成 20 年の年報によると、療医療用具等に関連した事故は約 10.0%、薬剤に関連した事故は約 5.5%となっており、医療安全に資する医療機器等に起因する事故発生率は微減しているところ。</p> <p>以上のことから、本制度によって、ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入が促進され、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が推進されていると評価できる。</p>				
			H20 年度に推計した 税制優遇対象施設の H22 年度の普及及び実績	税制優遇対象施設の H22 年度普及実績 (見込み)		H22 年度 に推計す る望まし い最終的 な普及目 標(台)
		税制優遇 対象施設 での H15～ 22 年度の	H20 年度に 推計した望ま しい最終的な 普及目標に	税制優遇 対象施設 での H15～ 22 年度販	望ましい 最終的 な普及 目標に	

	販売台数 総計	対する普及 率(%)	売台数総 計(見込 み)	対する 普及率 (%)	
人工呼吸器	32,938	13.3	32,858	11.7	280,436
シリンジポンプ	85,680	34.6	97,960	34.9	280,436
生体情報モニタ	36,810	14.9	43,430	15.5	280,436
生体情報モニタ連動ナ ースコール制御機	400	6.1	1,007	15.8	6,387
自動錠剤分包機	3,848	29.1	4,623	35.4	13,062
注射薬自動払出機	107	1.6	185	2.8	6,531
医療情報読取照合装置	24,032	24.2	29,442	11.6	253,803
調剤誤認防止装置	5,034	38.1	6,715	51.4	13,062
分娩監視装置	5,417	47.4	5,217	39.7	13,133
特殊寝台	333,795	48.6	751,133	100.3	748,828

注1)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、特殊寝台は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)

医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)

医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。

また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

平成16年より、(財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関及び任意で参加している医療機関から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じる医療事故情報収集等事業を実施しているところ。

また、平成13年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。

さらに、平成18年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の

			<p>措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価されているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心して質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。</p> <p>なお、本年、医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療機器等（ただし、高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る。）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長要望しているところであるが、医療安全に資する医療機器等は、必ずしも、500万円以上であるわけではない。また、高額医療機器等を対象とした特別償却制度における対象高額医療機器の導入だけでは、ヒューマンエラーの防止に資するとは言い難く、医療安全に資する政策目的は達成されない。</p> <p>以上から、これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
10	有識者の見解	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成23年度以降も延長すること。 (租税特別措置法第12条の2第1項第1号、第45条の2第1項第1号、第68条の29第1項第1号)																																																									
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
4	評価実施時期	平成22年8月																																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降償却率・取得価格を見直しながら2年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年(創設)</td> <td>25%</td> <td>800 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年</td> <td>20%</td> <td>1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和58年</td> <td>18%</td> <td>1,400 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年</td> <td>16%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>同上</td> <td>1,600 千円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>15%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>同上</td> <td>1,800 千円</td> </tr> <tr> <td>平成4年</td> <td>同上</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成5年</td> <td>同上</td> <td>2,200 千円</td> </tr> <tr> <td>平成6年</td> <td>14%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>12%</td> <td>2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>14%</td> <td>4,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>同上</td> <td>5,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年 ※</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※	同上	同上 千円																																																									

6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 ② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 近代的な医療用機器の普及により、良質な医療を提供できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等 ② 減収額 ③ 効果・達成目標の実現状況	<p>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。 平成17年度 535,884百万円 平成18年度 531,607百万円 平成19年度 447,272百万円 平成20年度 502,109百万円 * 薬事工業生産動態統計(医政局経済課実施)より</p> <p>平成17年度 13,003百万円 平成18年度 12,900百万円 平成19年度 10,853百万円 平成20年度 12,184百万円 * 薬事工業生産動態統計(医政局経済課実施)および医療施設動態調査(大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課実施)より推計</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17~20年度) 近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 高価医療機器の国内出荷額を記載。 平成17年度 535,884百万円、平成18年度 531,607百万円 平成19年度 447,272百万円、平成20年度 502,109百万円</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度) 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高価医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
2	要望の内容	<p>適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。</p>
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため該当なし。
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>確定拠出企業年金法 附 則 (適格退職年金契約の円滑な移行)</p> <p>第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I X：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1：老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標 1-3：企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標 1-4：企業年金等の適正な運営を図ること</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成をことにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数) ・適格退職年金から企業年金等への移行件数 <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、移行しない場合の不利益が明確になり、適格退職年金から企業年金等への移行が一層促進される。</p> <p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行ができない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p>	<p>平成 21 年度末:93 件(296 人) 平成 22 年度末:84 件(267 人) 平成 23 年度末:75 件(240 人) 平成 24 年度末:66 件(210 人) 平成 25 年度末:58 件(187 人)</p> <p>※残存率を推計した上で、数値を算出。</p>
		<p>② 減収額</p>	<p>減収見込み額 21 百万円(国税:17 百万円、地方税:4 百万円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。</p> <p>※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>※事業主がない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、1,655 百万円(平成 21 年度末時点)</p> <p>○給付時</p> <p>廃止期限後に、給付時において、一時所得として課税される場合と退職所得控除の対象となる場合を比較し、減収見込み額を算出。</p>

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月) 適格退職年金は、廃止決定の当初(平成14年3月末)には約74,000件(加入者:約917万人)であったが、平成22年3月末現在では約20,000件(加入者:約255万人)まで減少し、残った契約のうち約8割が今後の方針を決めており、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。 廃止期限まで残り2年を切った中、廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進することができる。 また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行が不可能である適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇がなくなることで年金受給額が減少することとなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月) 廃止期限後の税制の取扱いを明確化することにより、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成を図るとともに、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に限り、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p> <p>—</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	共同利用施設の特別償却制度の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。	
3	担当部局	健康局生活衛生課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成21年度)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 ----- 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じた経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向とな

			<p>ることが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。</p>										
8	有効性等	①: 適用数等	<p>(対象施設数)</p> <table border="0"> <tr> <td>19年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要がある、既存施設の老朽化に伴う建て替えや新設の需要は底堅いことから、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p>	19年度	0	20年度	0	21年度	0				
19年度	0												
20年度	0												
21年度	0												
		②: 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="0"> <tr> <td>19年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度(推計)</td> <td>0.2百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度(推計)</td> <td>4.2百万円</td> </tr> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>	19年度	0	20年度	0	21年度	0	22年度(推計)	0.2百万円	23年度(推計)	4.2百万円
19年度	0												
20年度	0												
21年度	0												
22年度(推計)	0.2百万円												
23年度(推計)	4.2百万円												

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、中小零細事業者にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があり、既存施設の老朽化に伴う建て替えや新設の需要は底堅いことから、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p> <p>資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(共同利用施設の取得)を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備の特別償却制度の延長	
2	要望の内容	公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着回収装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。	
3	担当部局	健康局生活衛生課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用しているが、テトラクロロエチレンは健康被害及び環境汚染を引き起こすことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により環境規制が行われており、活性炭吸着回収装置の導入により当該環境基準を満たし、公害防止対策の円滑な推進を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境基準超過施設割合 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（平成20

			<p>年度環境基準超過施設割合＝6.0%(廃液)、3.3%(排気) 厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p> <p>さらに資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による潤沢な資金供給を行うことで、円滑に本装置の導入が図られるよう措置を講じていく必要がある。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 活性炭吸着回収装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(取得台数)</th> <th>(設備取得合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>24</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>27</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>26</td> <td>32百万円</td> </tr> </tbody> </table>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成19年度	24	49百万円	平成20年度	27	43百万円	平成21年度	26	32百万円
	(取得台数)	(設備取得合計額)													
平成19年度	24	49百万円													
平成20年度	27	43百万円													
平成21年度	26	32百万円													
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>22年度(推計)</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>23年度(推計)</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>	19年度	27万円	20年度	27万円	21年度	54万円	22年度(推計)	54万円	23年度(推計)	54万円		
19年度	27万円														
20年度	27万円														
21年度	54万円														
22年度(推計)	54万円														
23年度(推計)	54万円														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した活性炭吸着回収装置の取得の促進により、健康被害及び環境保全の防止が図</p>												

			<p>られ、環境基準を満たす施設数の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすいなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与することとしている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 1年間の延長 平成16年度 1年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間の課税凍結)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条＞ この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>＜確定給付企業年金法(平成十四年法律第五十号) 第一条＞ この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的	基本目標 I X: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

		の位置付け	と 施策中目標3:企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4:企業年金等の適正な運営を図ること 基本目標Ⅲ:労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:勤労者生活の充実を図ること 施策中目標2:豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。
8	有効性等	① 適用数等	<u>厚生年金基金</u> 平成17年度末 687件(531万人) 平成18年度末 658件(522万人) 平成19年度末 626件(478万人) 平成20年度末 617件(466万人) 平成21年度末 608件(460万人) 平成22年度末 582件(435万人)(推計値) <u>確定給付企業年金</u> 平成17年度末 1,432件(384万人) 平成18年度末 1,941件(430万人) 平成19年度末 3,101件(506万人) 平成20年度末 5,008件(570万人) 平成21年度末 7,405件(647万人) 平成22年度末 9,672件(714万人)(推計値) <u>確定拠出年金(企業型)</u> 平成17年度末 1,866件(173万人) 平成18年度末 2,313件(219万人) 平成19年度末 2,710件(271万人) 平成20年度末 3,043件(311万人) 平成21年度末 3,301件(340万人) 平成22年度末 3,575件(384万人)(推計値) <u>確定拠出年金(個人型)</u>

		<p>平成17年度末 6万人 平成18年度末 8万人 平成19年度末 9万人 平成20年度末 10万人 平成21年度末 11万人 平成22年度末 12万人(推計値)</p> <p><u>勤労者財産形成給付金</u> 平成17年度末 1,846件(32.8万人) 平成18年度末 1,796件(31.7万人) 平成19年度末 1,742件(30.4万人) 平成20年度末 1,686件(29.5万人) 平成21年度末 1,595件(28.6万人) 平成22年度末 1,498件(26.0万人)(推計値)</p> <p><u>勤労者財産形成基金</u> 平成17年度末 56件(1.7万人) 平成18年度末 53件(1.4万人) 平成19年度末 51件(1.4万人) 平成20年度末 49件(1.2万人) 平成21年度末 42件(0.8万人) 平成22年度末 40件(0.8万人)(推計値)</p> <p>※推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における平成22年末の数値を推計している。</p>
②: 減収額		<p>減収見込み額 516,256 百万円(国税:440,117 百万円、地方税:76,139 百万円)</p> <p>《算出方法》 平成22年3月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成22年3月末) :29,003,100 百万円 ②確定給付企業年金(平成22年3月末) :39,037,700 百万円 ③確定拠出年金(平成22年3月末) : 4,863,632 百万円 ④財形給付金(平成22年3月末) : 44,216 百万円 ⑤財形基金(平成22年3月末) : 610 百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA 共済連)」 ③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合0.00226%(※1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。 ②～⑤の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。(※2)</p> <p>※1 平成20年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は7基金。このうち、平成21年度末までに代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる。この4基金の積立金が、平成21年度末の厚生年金基金の積立金に占める当該の割合が0.00226%である。 ※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立</p>

		金額全体に税率を掛けている。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、事業主や勤労者等における課税への不安感を取り除くことができる。 <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業年金等の加入者数が増加(※)しており、着実に制度の健全な育成を図る。 <p><企業年金等の加入者数></p> <p>平成17年度末 1,129万人 平成18年度末 1,212万人 平成19年度末 1,296万人 平成20年度末 1,387万人 平成21年度末 1,487万人 平成22年度末 1,572万人(推計値)</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。 <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年4月～平成21年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2010年8月16日時点の長期金利は0.955%。直近の10年間でも1.5%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約7割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定給付企業年金、確定拠出年金は平成13年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税さ

			<p>れた場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果(※)、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※NPO法人確定拠出年金教育協会(2007年) ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実は、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) 障害者を雇用し、かつ雇用割合が50%以上(雇用障害者数が20人以上の場合は25%以上)の場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に、助成金の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成23年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度)、昭和49年度(不動産取得税の減額措置)及び昭和51年度(固定資産税の課税標準の特例措置)の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成22年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成21年6月現在1.63%と前年度比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。 障害者多数雇用事業所(※1)の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、障害者を多数雇用</p>

			<p>する場合の機械等の割増償却制度の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者を雇用し、かつ雇用割合（※2）が50%以上（雇用障害者数が20人（※2）以上の場合は25%以上）の事業所。また、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ20人（※2）以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第46条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標2：障害者の雇用を促進すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年1回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成21年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.63%であり、前年の1.59%から0.04ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 平成22年度（見込み）：26事業所 機械等526件 建物等167件 平成21年度：29事業所 機械等572件 建物等170件 平成20年度：22事業所 機械等480件 建物等163件 ○ 不動産取得税の減額措置 平成22年度（見込み）：1件、平成21年度：3件 平成20年度：0件 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成22年度（見込み）：9件、平成21年度：7件 平成20年度：5件
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 平成22年度（見込み）：13百万円 平成21年度：14百万円

			<p>平成 20 年度：12 百万円</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置</p> <p>平成 22 年度（見込み）：1 百万円</p> <p>平成 21 年度：5 百万円</p> <p>平成 20 年度：0 百万円</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>平成 22 年度（見込み）：8 百万円</p> <p>平成 21 年度：6 百万円</p> <p>平成 20 年度：3 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%と、当該税制措置の適用等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、当該特例措置の効果等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、本措置が、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p> <p>また、平成 19 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
2	要望の内容	<p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した者が、一定の手続により5,000万円まで特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和33年大令第15号）第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>
3	担当部局	障害保健福祉部
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）では、障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p>

			<p>施策中目標 1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 障害者の地域生活への移行を促進させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成17年度入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上を地域生活へ移行させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備することで、障害者の地域生活への移行が促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>300～500の事業所が適用される見込みである。 ※社会福祉施設調査により新規に施設を必要とする障害福祉サービスの1年間の事業所増加数を推計</p>
		② 減収額	4,210百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域生活への移行のための基盤整備が不十分となる可能性があり、障害者の地域生活への移行が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、(特に遊休の)民間資産の有効活用につながる事が期待でき、これによりサービス提供体制の整備が図られ、障害者の地域移行が進むと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置である社会福祉施設等施設整備費(※)と相まって障害者の地域生活の場の整備を行う。</p> <p>※障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の日中活動の場やグループホームなどの整備を計画的に促進するための補助【予算額100億円(平成22年度)】</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域生活への移行が進むことで、地方公共団体の給付費負担が減少すると見込まれる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
2	要望の内容	<p>近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大2500万人が罹患、15～64万人が死亡すると想定されている。こうした中、1日の入院患者が最大10万1千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、平成21年度税制改正において、本税制を措置したところ(適用期間2年間)。</p> <p>このような状況の中で、平成21年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、医療提供体制については、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係る補助等の措置を講じて対応。</p> <p>現在のところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は沈静化しているところであるが、今後再流行が生じる可能性もあり、また今回とは違った型の新型インフルエンザが発生するおそれもある。</p> <p>また、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(平成22年6月10日)においても、医療体制について、以下のような提言がなされているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。 ・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。 <p>以上の点を踏まえると、医療提供体制については引き続きその充実が求められるところであり、本税制については継続して措置することとしている。</p>
3	担当部局	健康局結核感染症課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年4月1日より2年間の措置として創設(平成23年3月31日まで) 平成23年4月1日より2年間の延長措置を要望中
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型インフルエンザ発生時、初期対応を行う感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県等が病床確保を要請した医療機関)における医療提供体制を確保する必要がある。また、新型インフルエンザ発生後、多数見込まれる入院患者に対処するには、感染症指定医療機関等の感染症病床のみでは不足するため、臨時に開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置が必要である。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新型インフルエンザ対策行動計画 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I)</p> <p>安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5)</p> <p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標1)</p> <p>感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>パンデミック期において最大10万1千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>感染症指定医療機関等(約4,060カ所、約4,060台)に簡易陰圧装置を設置</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>この租税特別措置等により、政策目的である簡易陰圧装置の必要数の確保を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成21年度適用数:23台(10医療機関)
		② 減収額	<p>平成21年度減収額:約230万円</p> <p>平成23年度減収額:約240万円(平成21年度実績をもとに推計)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇～〇〇)
			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがあるため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着実に進めるためには有効である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同上
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		(今後、意見聴取予定)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
2	要望の内容	<p>地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>①対象地域</p> <p>ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>②対象者 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>④特別償却率：100分の20</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（内閣府要望経緯）</p> <p>昭和58年度 創設 昭和60年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 昭和62年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成3年度 適用期限2年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ 平成5年度 適用期限2年延長 平成7年度 適用期限2年延長 平成8年度 対象地域の拡充 平成9年度 適用期限2年延長 平成11年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成12年度 特別償却率の引き下げ 平成13年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定 平成14年度 特別償却率の引き下げ 平成15年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成17年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成19年度 適用期限2年延長 平成21年度 適用期限2年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海</p>

			<p>地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 対象資産の普及状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制適用地域対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	21年度より対象資産を変更しており、その実績件数等は調査中である。（なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定）
		② 減収額	21年度より対象資産を変更しており、その実績額等は調査中である。（なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定）
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 「地震防災戦略」に定める目標の達成に向けて、施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械停止等による被害拡大防止が図られるよう、強化地域及び推進地域に存する事業者による緊急地震速報受信装置等の設置を促進しているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 地震防災対策を推進するため、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物取扱施設等周辺地域に大きな被害を及ぼす蓋然性の高い施設など、対策実施の優先度が高い施設等に対象を絞って、地震防災対策を戦略的に実施していくことが重要である。また、災害対策を進める上で、今後は国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要であり、「自助・共助」の取組を喚起するためのインセンティブを与える施策が求められている。</p>

			<p>る。</p> <p>このような考え方に立ち、強化地域・推進地域に存する、病院・劇場・百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする施設を管理する者、石油類・火薬類・高圧ガス等の危険物の製造・貯蔵等を行う施設を管理する者、鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業を運営する者、学校・社会福祉施設・電気事業・ガス事業・水道事業・大人数が勤務する工場等の重要な施設又は事業を管理・運営する者を優先対象として、本租税特別措置により一定の地震防災対策用資産の取得を促し、各地域での地震防災体制の構築を進めてきたところであるが、現時点で政策の達成目標の実現に至っていないと考えられることから、引き続き本租税特別措置を講じる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができず、地震防災戦略の目標を達成できない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあつた。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となつて、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があつたことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となつた取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要とされており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。 緊急地震速報の一般向けの提供開始から日が浅く、利活用の実態として被害防止策が取られた事例があるものの、義務付けに至るまでの十分な事例が蓄積されておらず、当面はインセンティブを与えての普及促進に努めるのが適当であること。 <p>他の支援措置は現在のところ講じられていない。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		<p>気象庁「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」や、それを受けた平成19年3月の中央防災会議において、阿部勝征東大名誉教授（前述の検討会座長）より「緊急地震速報の利活用の促進、利活用に伴う混乱防止に向けた政府一丸の取組が必要」とのご発言があった。</p> <p>また、同氏を会長とする緊急地震速報利用者協議会より、平成21年度税制改正に際して「緊急地震速報の受配信に係る設備・機器等」を対象資産としてほしい旨の要望書が提出された。この中で、緊急地震速報受信装置が地震防災に役立つほか、特別償却制度の適用により法人等の対象資産の設置に弾みがつくと述べられている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長	
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。	
3	担当部局	保険局総務課保険システム高度化推進室	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 「産業構造ビジョン」(平成22年6月 産業構造審議会産業競争力部会) 「情報セキュリティ2010」(平成22年7月 情報セキュリティ政策会議) 「情報経済革新戦略」(平成22年5月 産業構造審議会情報経済分科会) 「新たな情報技術革新戦略」(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅻ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること 施策中目標2 レセプトオンライン化のための取り組みを推進すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの50%以上とする。 また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を2020年度までに40%に引き上げる。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成24年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合26%を達成する。

8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。</p> <p>《情報基盤強化税制の適用件数》 平成 19 年度 1,977 件(内 中小企業 1,436 件、その比率 73%) 平成 20 年度 1,669 件(内 中小企業 1,317 件、その比率 79%)</p> <p>出典:国税庁「会社標本調査」</p>
		② 減収額	<p>平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。</p> <p>《情報基盤強化税制の税額控除適用額》 平成 19 年度 763 億円(内 中小企業 44 億円、その比率 6%) 平成 20 年度 128 億円(内 中小企業 15 億円、その比率 12%) 平成 21 年度 628 億円(内 中小企業 155 億円、その比率 25%)</p> <p>出典:(平成 19~20 年度)国税庁「会社標本調査」、(平成 21 年度)財務省試算</p>
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 21 年 3 月) 平成 18 年度から措置した情報基盤強化税制によって、企業経営をITにより最適化する大企業の割合は目標としている 50%に近付き、生産性の向上や国際競争力の強化が図られたことから、平成 21 年度末で税制による支援は終了。</p> <p>一方、中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にとどまることから、生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し、中小企業の生産性改善、我が国経済の底上げを推し進めていく。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月~平成 22 年 3 月) 企業経営をITにより最適化する企業の割合は、50%の目標に対し 32.2%。このうち、中小企業について見ると 19.7%となっており、前年同期比 5.9%増加している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年 4 月~平成 25 年 3 月) ・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 21 年 3 月) ○経済波及効果 ・本税制による経済効果として、IT投資の押上げ効果を試算すると、減税額 1 に対し、約 1.57 倍の効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。</p> <p>・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○企業が戦略的な IT 投資(情報基盤強化税制の対象設備への投資)を進めるには、①経営者による戦略的IT投資の重要性の理解、②戦略的IT活用を実現する人員の確保、③資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要がある。</p> <p>○一方、これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって状況がまちまちであるため、戦略的IT投資を促進するには、企業がこれら3つの要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。</p>

			<p>《企業の戦略的IT投資促進のための措置》</p> <p>①戦略的IT投資の重要性に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対する研修等を実施するための予算を措置。 <p>②戦略的IT活用実現のための人員確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO(Chief Information Officer)やITコーディネータなど、中小企業における戦略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。 <p>③資金的制約の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置によって、中小企業がIT化によって経営の最適化をし、生産性の向上を実現することは、ミクロでは企業の増収増益効果が、マクロではGDPの成長を促進する効果など、減税額を上回る経済波及効果が期待され、結果的には法人事業税や償却資産税の税収増や、イノベーションの発揮による新たなビジネスの創出、雇用の増加など地方経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		<p>(平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較:マクロ・ミクロ両面からの計量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之)</p> <p>「日本企業がITの活用によってより高い生産性レベルを目指すためには、全社的なITシステムの再構築が必要となる。」</p> <p>「企業における戦略的なIT投資を推進するための政策も重要である。平成 20 年度税制改正でIT投資減税(情報基盤強化税制)の対象設備に「連携ソフトウェア」(部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェア)が対象となったが、着実な実施を図っていくことが重要である。」</p> <p>(平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言)</p> <p>「中小企業のIT基盤が脆弱であることを認識して頂きたい。特に大企業と中小企業のIT環境の接続が十分にできていない、EDIを十分にできていない。ものづくりの技術力があっても、ITと両方相まないと国際競争ではとても勝てない。」</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格(取得価格の1/2)の15%を割増償却できるが、この制度を平成23年度以降も延長すること。(租税特別措置法第12条の3、第45条の2第3項、第68条の29第3項)
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 2年延長 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 療養環境の改善に対する国民の要請に応え、良質で適切な医療を提供する。 《政策目的の根拠》 医療法
		基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物への建替えを促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物が増えることにより、療養環境が改善し、良質な医療を提供できる。

8	有効性等	① 適用数等	15. 2件/年 ※過去の適用実績の年平均
		② 減収額	618百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成13年~21年) 改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合:78% ※日本医療法人協会・全日本病院協会・日本病院会を通じたアンケート調査
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成13年~21年) 租税特別措置の創設から、平成21年度までの建替えは、毎年一定数継続的に確認されているところ。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度) 改正後の構造設備基準を満たさない医療機関が減らないことにより、療養環境が改善しない。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度) 病院の建替えに係る費用は膨大で、医療機関の負担は大きいことから、本特例措置による税負担の軽減は有効な手段である。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新基準に基づく医療機関への建替えについては、税制上の本特例措置の他に政策融資等の支援策がとられている。 本特例措置により建替えに向けたインセンティブを与え、建替えに係る費用負担の軽減を図るとともに、建替えのための具体的な資金調達手段として、政策融資による財政上の手段を与えている。 このように両者は平成12年改正の政策目標を達成するための両輪であり、双方の支援措置により順次建替えが進んでいると評価できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療施設近代化施設整備事業において、補助金の交付の一つの条件として平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準を満たすことがあげられている。 また、独立行政法人福祉医療機構は医療施設近代化施設整備事業を行う病院の改築資金への低利融資を行っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

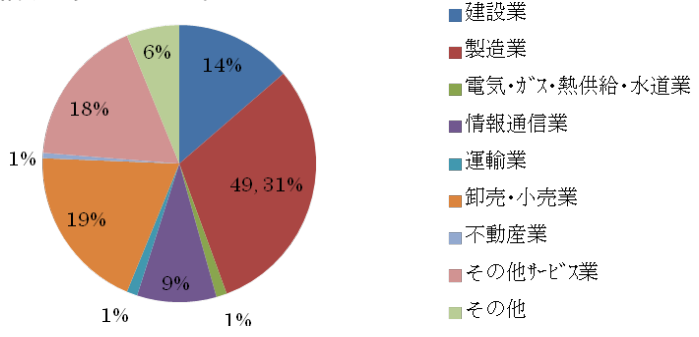
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	療養病床の転換に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度（※1）の適用期限を、介護療養病床の廃止期限（※2）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※1 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格（取得価額の50%）の15%の特別償却を行うことができる制度。</p> <p>※2 介護療養病床の廃止については、平成24年3月31日を期限としていたが施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている。</p>
3	担当部局	老人保健課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度税制改正要望により創設。（2年間） 平成21年度税制改正要望により延長。（2年間）
6	適用又は延長期間	<p>介護療養病床の廃止期限（※）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※ 介護療養病床の廃止については、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>療養病床の再編成においては、医療の必要性の低い患者の受け皿として療養病床を老人保健施設等に転換することとしており、当該転換に係る特別償却制度を延長することにより、円滑な転換を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>基本目標Ⅹ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策中目標2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅹ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>3-2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>療養病床の転換について特別償却制度が適用された場合、転換に要した費用に応じて負担の軽減が効果的に発揮されるため、介護施設等へ転換するインセンティブとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	7施設 372床
		② 減収額	14百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>162施設 6277（床） 平成22年6月15日現在 上記の数の医療機関・療養病床が介護施設等へ転換した。</p> <p style="text-align: right;">（7月30日 介護保険部会資料）</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>22.6百万円 平成21年度 11.2百万円 平成22年度 11.4百万円</p> <p>※ 療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことなどにより、現時点では転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>平成23年4月以降に転換を考えていた施設が老人保健施設等へ転換しなくなる可能性がある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>介護療養病床の老人保健施設等への転換は、いわゆる社会的入院を解消し</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供 ② 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用 ③ 医師、看護師など限られた人材の効率的な活用 <p>を目的として進めているものであり、税収減に足る効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことや、国会での発言などにより、転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>下記事業と併せて当該特別償却制度を利用することで、より円滑な転換を推進する。</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 病床転換助成事業</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)
2	要望の内容	適用期限を延長する。(2年間)
3	担当部局	厚生労働省職業能力開発局育成支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度 創設 平成20年度 対象を中小企業等に限定、総額型を導入 平成21年度 2年間の延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が行う人材育成を含めた取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の生産性を向上させ、中小企業の活性化・健全な発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)では「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す」とされ、人材に関する支援の必要性がうたわれている。 また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においても「最低賃金について、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」とされているところであり、特に中小企業においては、最低賃金引き上げに耐え得るよう、労働生産性の向上を図ることが急務。このため、中小企業における人材投資、特に従業員に対する教育訓練投資を促進することは重要。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を提供すること 施策中目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の実産性の向上や、経営環境の変化への対応を実現し、わが国の中小企業の実産性の増加、競争力の強化を図ることを目的とする。 特に中小企業の実産性は低水準で推移しており、大企業との比較では約2倍の格差が存在する。また、主要国と比較しても低い水準にとどまっており、全体的に底上げを図っていく必要があることから、中小企業の実産性割合を大企業並み(0.42%程度)とすることを目標とする。</p> <p><参考> 労働生産性(従業員(注)一人あたり付加価値額)の推移 平成17年度 514万円(中小企業)、1,060万円(大企業) 平成18年度 523万円(中小企業)、1,105万円(大企業) 平成19年度 529万円(中小企業)、1,090万円(大企業) 平成20年度 509万円(中小企業)、924万円(大企業)</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今回の延長によって、平成 24 年度における中小企業の教育訓練費割合（労務費に占める教育訓練費の割合）を 0.30%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成22年度に実施したアンケート調査(1,917 社回答)において、約 98.2%の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要であると回答した。</p>																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数(経済産業省試算) 平成 20 年度:95,329 件 平成 21 年度:120,313 件 平成 22 年度:242,161 件</p> <p>なお、平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート(平成 21 年度税制利用企業 169 社回答)によると、業種別の税制利用状況は以下の通りで、業種による特段の偏りは見られない。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設業</td><td>14%</td></tr> <tr><td>製造業</td><td>49.31%</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>6%</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>9%</td></tr> <tr><td>運輸業</td><td>1%</td></tr> <tr><td>卸売・小売業</td><td>19%</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他サービス業</td><td>18%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1%</td></tr> </tbody> </table>	業種	割合	建設業	14%	製造業	49.31%	電気・ガス・熱供給・水道業	6%	情報通信業	9%	運輸業	1%	卸売・小売業	19%	不動産業	1%	その他サービス業	18%	その他	1%
業種	割合																						
建設業	14%																						
製造業	49.31%																						
電気・ガス・熱供給・水道業	6%																						
情報通信業	9%																						
運輸業	1%																						
卸売・小売業	19%																						
不動産業	1%																						
その他サービス業	18%																						
その他	1%																						
		② 減収額	<p>○減収額の推移(推計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20 年度</th> <th>21 年度^{2,19}</th> <th>22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額合計</td> <td>約 6,802 百万円</td> <td>約 7,476 百万円</td> <td>約 8,216 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済産業省による試算</p>		20 年度	21 年度 ^{2,19}	22 年度	減収額合計	約 6,802 百万円	約 7,476 百万円	約 8,216 百万円												
	20 年度	21 年度 ^{2,19}	22 年度																				
減収額合計	約 6,802 百万円	約 7,476 百万円	約 8,216 百万円																				
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年~平成 20 年) 労働生産性(従業員(注)一人あたり付加価値額)の推移は以下の通り。(再掲) 平成 17 年度 514 万円(中小企業)、1,060 万円(大企業) 平成 18 年度 523 万円(中小企業)、1,105 万円(大企業) 平成 19 年度 529 万円(中小企業)、1,090 万円(大企業) 平成 20 年度 509 万円(中小企業)、924 万円(大企業) 政策目標を達成していない理由としては、平成20年度の景気の急激な変動等により、中小企業の業績が悪化したためと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度~平成 24 年度) 平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業税制利用企業 256 社)データに基づき試算すると、本税制による教育訓練投資の押し上げ効果は 1.31 倍 このことから、税制によるインセンティブを考慮すると、中小企業の労務費に占める教育訓練費割合は、下記のように推移するものと推測される。 ○中小企業の教育訓練費割合の推移 平成 20 年 0.243% 平成 21 年 0.276%</p>																				

			<p>平成 22 年 0.286%</p> <p>平成 23 年 0.294%</p> <p>平成 24 年 0.305%</p> <p>(出所:厚生労働省「就労条件総合調査」等により経済産業省試算。平成 17 年以降は税制による教育訓練費の押し上げ効果を考慮した推計値。)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 24 年度)</p> <p>中小企業の教育訓練投資が低い水準にとどまることとなり、大企業と中小企業との労働生産性の格差は依然大きいままとなることが懸念される。(平成 20 年度法人企業統計(労働生産性):大企業 924 万円、中小企業 504 万円)、また、諸外国と比較しても我が国全体の教育訓練投資比率は低水準であることから、生産性向上に資する教育訓練投資の停滞により企業の生産性及び競争力の劣後、それに伴うさらなる人材の質の低下という悪循環に陥る状況が懸念される。</p> <p>なお、平成22年度に実施したアンケート調査(1,917 社回答)においても、約 98.2%の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要であると回答している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 24 年度)</p> <p>中小企業が積極的な教育訓練を実施するインセンティブとして、本税制は非常に効果的。企業にとって生産性向上に寄与する教育訓練について、本税制の活用によって当該教育訓練を増加させている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が困難な状況にある。特に資金繰りが厳しい状況下では、人材育成への支出を抑制しがちな中小企業に対して、一定水準以上の教育訓練費の支出を促し、中小企業が自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することに対してインセンティブを与える本税制は政策手段としての確である。また、対象者が限定的となる補助金等の予算措置とは異なり、一定の要件を満たした中小企業を広く対象とすることが可能となる税制措置による支援が効果的である。</p> <p>また、教育訓練費割合の達成状況を勘案し、対象とする水準を 0.15%以上から 0.25%以上に引き上げるなど、適切な見直しを図っている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○ キャリア形成促進助成金は、労働者の能力開発機会を確保し、労働者のキャリア形成の効果的な促進を目的とするのに対し、本税制措置は、企業自らの経営判断に基づく必要な人材育成を促進し、企業の生産性向上、産業の競争力強化を目的としており、両者は制度趣旨が異なる。</p> <p>なお、税制の対象となる教育訓練費の内、本助成金を利用して実施した部分については、人材投資促進税制の対象とはならない。</p> <p>(※本助成金を含め、国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金を税制措置の対象となる教育訓練費に充てる場合は、補助金に該当する金額を教育訓練費の額から控除した上で、控除税額の計算を行うこととしている。)</p> <p>○ キャリア形成促進助成金の適用実績</p> <p>平成 19 年度(43 億円、12,807 件)</p> <p>平成 20 年度(39 億円、11,378 件)</p> <p>平成 21 年度(68 億円、13,237 件)</p> <p>なお、キャリア形成促進助成金と本税制の両方を活用している企業は、概ね 3 千社程度と推計される。</p> <p>重複利用件数(経済産業省推計値):</p> <p>平成 19 年度(2,644 件)、平成 20 年度(2,349 件)、平成 21 年度(2,733 件)</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本税制により中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の生産性の向上や、経営環境の変化への対応が可能となる。この結果、地域の中小企業の収益の増加、競争力の強化が図られることにより、地域活性化に資することから、地方公共団体による協力は相当。
10	有識者の見解		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であつて、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500 万円以下の部分	72%											
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%											
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%											
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課										
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年創設 昭和 54 年見直し （一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し） 昭和 63 年見直し （5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃）</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法</p>									
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>									
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはか</p>									

			られるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。
8	有効性等	① 適用数等	28,162 件 「平成 20 年財務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)から推計
		② 減収額	256 億円 「平成 19 年税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)、「平成 15 年会計検査院決算検査報告」、「平成 20 年医療経済実態調査報告」(厚生労働省)より推計
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年) 直近(平成 20 年)において、当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は 85.2%である。 ※日本医師会調査に基づく 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は平成 17 年では 81.8%であったのに対し、直近(平成 20 年)では 85.2%となり、80%を超える高い水準で増加傾向にある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は80%を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
2	要望の内容	<p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き 3 年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の 10 分の 1 に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初 5 年度分に限り、課税標準となるべき価格の 6 分の 1 に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>○ 事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成 23 年度に創設する「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の支給に係る施設等において行う事業に課する事業所税資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積の 2 分の 1 に相当する面積を控除する。</p> <p>障害者を多数雇用する場合に、新設する助成金を受け取得した事業用施設等について、不動産取得税の減額措置、固定資産税の課税標準の特例措置及び事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置が適用されるよう要望する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和 51 年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成 22 年度まで適用期限の延長を重ねてきている。またこれらの特例措置及び事業所税（資産割）の課税標準の恒久特例措置について、昭和 63 年度、平成 5 年度、平成 17 年度、平成 18 年度及び平成 21 年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置については 2 年間の延長。事業所税（資産割）の課税標準の特例措置については恒久措置。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成 21 年 6 月現在 1.63%と前年比 0.04 ポイント上昇しているものの、法定雇用率</p>

			<p>1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所(※1)の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合(※2)が50%以上かつ20人(※2)以上障害者を雇用している事業所。また、事業所税(資産割)の特例措置の対象となる事業所は、障害者雇用割合(※2)が50%以上かつ10人(※3)以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>※3 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標2：障害者の雇用を促進すること</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成21年6月1日現在の民間企業(56人以上)の障害者の実雇用率は1.63%であり、前年の1.59%から0.04ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取得税の減額措置 平成22年度(見込み)：1件 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成22年度(見込み)：6件 ○ 事業所税の課税標準の特例措置 平成22年度(見込み)：17件

		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取得税の減額措置 平成 22 年度（見込み）：1 百万円 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成 22 年度（見込み）：5 百万円 ○ 事業所税の課税標準の特例措置 平成 22 年度（見込み）：11 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%と、当該税制措置の適用等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、当該特例措置の効果等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日） 平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。このため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減することにより、重度障害者の一層の雇入れ促進が図られ、効果はあると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>重度障害者を新規に雇入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。そこで税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に対するインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>既存の事業所の（雇い入れを伴わない）設備整備等に要する費用に対する障害者雇用納付金制度の助成金とは異なり、当該税制特例措置は、重度障害者を新規に雇い入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所に対して適用されるものである。</p> <p>また、これらの事業所においては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを障害者が作業しやすい構造にするなど、事業所の施設設備等が割高となる。したがって、新設する助成金に加え、税制上の特例措置により、重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担をできる限り軽減し、重度障害者の一層の雇い入れ促進につながる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、重度障害者を新規に雇い入れ、新規に事業所を設置又は事業規模の拡大を図る事業所にあつては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置するなど、事業所の施設設備等が割高となる。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、新規に重度障害者を多数雇い入れる事業所の施設整備又は設備整備に係る租税負担を軽減することができ、重度障害者の一層の雇い入れ促進につながる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金
2	租税特別措置等の内容	<p>損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。</p> <p>この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後 10 年を経過した場合にはその積立額と〔異常危険準備金の金額＋当期の積立額〕－当年度正味収入保険料等×洗替保証率のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。</p> <p>※異常災害損失：保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した保険金の総額が、（正味収入保険料等×異常災害損失率）を超える場合に、その超える金額に対応する損失をいう。</p> <p>※積立限度額：保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗じて計算した金額</p>
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 28 年度 創設</p> <p>昭和 40 年度 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会について適用。</p> <p>現在に至る。</p>
6	適用期間	火災共済 2.5%、自然災害共済 15%（いずれも恒久措置）
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。</p> <p>同法において、責任準備金の積み立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、同法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険にそなえて計算した金額を積み立てなければならないこととしている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地</p>

		け	域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、消費生活協同組合等が共済契約者に共済金を円滑かつ確実に支払うことができる水準まで、異常危険準備金として積み立てる。</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積立て、共済契約者である組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 21 年度 42 組合 平成 20 年度 43 組合 平成 19 年度 43 組合 平成 18 年度 43 組合 平成 17 年度 43 組合
		② 減収額	平成 21 年度 2,343 百万円 平成 20 年度 2,242 百万円 平成 19 年度 2,214 百万円 平成 18 年度 2,099 百万円 平成 17 年度 1,878 百万円 (租税特別措置調査結果より、厚生労働省において計算)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 20 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。 ○異常危険準備金積立残高 182,349 百万円(平成 21 年度) 157,757 百万円(平成 20 年度) 138,835 百万円(平成 19 年度) 120,897 百万円(平成 18 年度) (出所:租税特別措置調査)</p> <p>----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p> <p>----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。</p> <p>異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立てを促進する効果があり、政策目的を実現する手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p>
10	有識者の見解	なし	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の積み立てを促進していく。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし	